付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十万特別引出権	千五百万円
四十五万特別引出権	六千八百万円
四百五十万特別引出権	六億八千万円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	三千万円
百五十万特別引出権	二億二千万円
千五百万特別引出権	二十二億九千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	一千九百万円
四十五万特別引出権	六千八百万円
四百五十万特別引出権	六億八千万円
千五百万特別引出権	二十二億九千万円

○農林水産省告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町奥川大字元島字三十苅二三九の一、二三九の三、字大石沢二四五の二から二四五の七まで、二四五の一一、二四五の一二、二四五の一九、二四五の二〇、二四五の二二、奥川大字大綱木字笠木原二五三五の二八、字幕ノ内二七〇四の一八、字反リ二二九七の一、二三一二の六、二三二五、字下林三七七七、新郷大字冨士字柳沢三四二三、三四三八、新郷大字笹川字上松倉六一二〇、字強清水六一二一、六一二二、字白藤六二九二の五一、宝坂大字宝坂字大畑口乙一四四八、野沢字蝉峠丙一四二五の二、字岩井沢丙一三三八の三、丙一三四一の二、字関根前丙一二二九の二、丙一二六五の六、下谷字金山乙二五四九の四二、乙二五四九の一三五から乙二五四九の一三八まで、字今泉乙一一六一、乙一一六二、乙一一六二の二、乙一一七一の二、乙一一七六、乙一一七六の二、乙一一七七の一、乙一一七八の二、乙一一八一の一、乙一三三二の一から乙一三三二の三まで、乙一三三三の一、乙一三四一、睦合字横沢甲一二六九の五〇、上野尻字入小蟹沢四一九〇の六、四一九〇の一三、四一九〇の一四、四一九〇の五三から四一九〇の五六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三十苅二三九の一、二三九の三、字笠木原二五三五の二八、字幕ノ内二七〇四の一八、字反リ二二九七の一、二三二五、字下林三七七七、字柳沢三四二三、三四三八、字上松倉六一二〇、字強清水六一二一、六一二二、字白藤六二九二の五一、字大畑口乙一四四八、字関根前丙一二二九の二、丙一二六五の五、丙一二六五の六、字今泉乙一一六一、乙一一六二、乙一一六二の二、乙一一七一の二、乙一一七六、乙一一七六の二、乙一一七七の一、乙一一七八の二、乙一一八一の一、乙一三三二の一から乙一三三二の三まで、乙一三三三の一、乙一三四一、字横沢甲一二六九の五〇、字入小蟹沢四一九〇の六、四一九〇の一三、四一九〇の一四、四一九〇の五三から四一九〇の五六まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町下谷字越戸乙一三八三から乙一四二三まで、乙一四〇五の二、乙一四二七から乙一四三一まで、乙一四三一の二、乙一四三四から乙一四三六まで、乙一四三七の一、乙一四三七の二、乙一四三八の一、乙一四三八の二、乙一四三九の一、乙一四三九の二、乙一四四〇、乙一四四一、乙一四四二の一から乙一四四二の三まで、乙一四四二の一三、乙一四四二の一六、乙一四四二の一七、乙一四四二の二九、乙一四四二の三三、乙一四四二の三五、乙一四四二の四〇から乙一四四二の四八まで、乙一四四二の六六、乙一四四二の六九、乙一四四二の七〇、乙一四四二の七二、乙一四四二の九四から乙一四四二の一〇〇まで、乙一四四二の一〇三、乙一四四二の一〇八、字沼峠乙一四五四、乙一四六〇の二から乙一四六〇の一二まで、乙一四六〇の一五から乙一四六〇の二〇まで、乙一四六〇の二二、乙一四六〇の四三から乙一四六〇の四五まで、乙一四六〇の五九、字寺平乙一四八五の二、乙一五一三三、乙一五三二の二、乙一五三二の二六から乙一五三二の三五、乙一五三二の三三、乙一五三二の三〇まで、乙一五三二の三九から乙一五三二の四一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市大篠字南峪三二七三、字鐘突三二七四の二、字西ケ瀧三二八二の二、字ダケガ谷三二八三の二、字洞ノ頭三二八七の二、三二八七の三、字大平三二八八の一から三二八八の四まで、字大杖三二八九、字池ノ久保三二九〇、字牛ケ首三二九一の二、字内ケ瀧三二九二の二、字登リ尾三二九三、字奥菅谷三二九四、字クルミ垰三六四八、字小高下三六五六、字柳谷三六六一、字弥平治三六八八の二、字荒堀三六七三の一、三六七三の二、字隠谷三六八〇の三、字下リ芽三六九八の三、字西ケ坊三七〇三の一、三七〇三の二、字市小谷三七一九の一、三七一九の三、三七一九の五、三七一九の八、字穴谷三七二〇の一、三七二〇の三から三七二〇の五まで、字天宮寺三七二一の一、三七二一の四、三七二一の八、三七二一の九、字中ノ垰三七二三の一、字雨乞岩三七二四の一、三七二四の二、字スベリ谷三七二五の二、三七二五の三、字西ケ仙三七二六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ケ坊三七〇三の一、字中ノ垰三七二三の一、字雨乞岩三七二四の一、字スベリ谷三七二五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）